



2025年12月2日

各 位

会 社 名 株式会社スーパーバリュー  
代 表 者 名 代表取締役執行役員社長 内田 貴之  
(コード番号: 3094 東証スタンダード)  
問 合 せ 先 常務取締役執行役員 中谷 圭一  
電 話 048-778-3222

## 支配株主である株式会社OICグループによる当社株券等に対する公開買付けの結果並びに主要株主の異動に関するお知らせ

当社の支配株主（親会社）である株式会社OICグループ（以下「公開買付者」といいます。）が2025年10月16日から実施しております当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）及び本新株予約権（注1）（以下、「当社株式」及び「本新株予約権」を総称して「当社株券等」といいます。）に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）が、2025年12月1日をもって終了いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

また、本公開買付けの結果、2025年12月5日（本公開買付けの決済の開始日）をもって、下記のとおり、当社の主要株主に異動が生じる見込みとなりましたので、併せてお知らせいたします。

（注1）「本新株予約権」とは、以下の新株予約権を総称していいます。

- ① 2005年7月25日開催の当社株主総会の決議及び2005年7月25日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された第1回新株予約権（行使期間は2007年6月1日から2027年5月31日まで）
- ② 2006年5月1日開催の当社株主総会の決議及び2006年5月1日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された第3回新株予約権（行使期間は2008年6月1日から2028年5月31日まで）

### 記

#### 1. 本公開買付けの結果について

当社は、本日、公開買付者より、添付資料「株式会社スーパーバリュー株券等（証券コード：3094）に対する公開買付けの結果に関するお知らせ」に記載のとおり、本公開買付けの結果について報告を受けました。

なお、本公開買付けは成立しております。

## 2. 主要株主の異動について

### (1) 異動予定年月日

2025年12月5日（本公開買付けの決済の開始日）

### (2) 異動が生じる経緯

当社は、本日、公開買付者より、本公開買付けの結果について、当社株券等3,803,783株（本新株予約権の目的となる当社株式の数を含みます。）の応募があり、本公開買付けが成立したことから、本公開買付けを通じて、公開買付者がその全てを取得することとなった旨の報告を受けました。

当社の主要株主である有限会社ライト経営は、その所有する当社株式の全てを本公開買付けに応募したことであるため、本公開買付けの決済が行われた場合には、2025年12月5日（本公開買付けの決済の開始日）をもって、当社の主要株主に該当しないこととなります。

### (3) 異動する株主の概要

(i)	名 称	有限会社ライト経営
(ii)	所 在 地	埼玉県上尾市大字上 210 番地の 3
(iii)	代表者の役職・氏名	代表取締役社長 岸本 圭司
(iv)	事 業 内 容	株式投資・不動産賃貸
(v)	資 本 金 (2025年4月17日現在)	10 百万円

### (4) 異動前後における当該株主の所有する議決権の数、議決権所有割合（注2）及び所有株式数

#### 【有限会社ライト経営】

	属性	議決権の数（議決権所有割合（注2）、所有株式数）			大株主順位
		直接所有分	合算対象分	合計	
異動前	主要株主	17,298 個 (13.65% 1,729,800 株)	—	17,298 個 (13.65% 1,729,800 株)	第2位
異動後	—	—	—	—	—

（注2）「議決権所有割合」は、当社が2025年10月15日に公表した「第30期 半期報告書」に記載された2025年8月31日現在の当社の発行済株式総数（12,673,750株）から、同日現在の当社が所有する自己株式数（783株）を控除した12,672,967株に係る議決権の数（126,729個）を分母として計算しております。なお、「議決権所有割合」は小数点以下第三位を四捨五入して計算しております。

### (5) 開示対象となる非上場の親会社等の変更の有無等

該当事項はありません。

#### (6) 今後の見通し

上記のとおり、本公開買付けにおいて当社株券等 3,803,783 株の応募があったものの、公開買付者は、本公開買付けにより、当社株式の全て（但し、当社が所有する自己株式を除きます。）を取得できなかったことから、当社が 2025 年 10 月 15 日付で公表した「支配株主である株式会社 OIC グループによる当社株券等に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」の「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載の一連の手続に従って、当社の株主を公開買付者のみとする目的とした手続を実施することを予定しているとのことです。

その結果、当社株式は株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）の定める上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所スタンダード市場において取引することはできません。

今後の具体的な手続及び実施時期等については、公開買付者と協議の上、決定次第速やかに公表いたします。

以上

（参考）2025 年 12 月 2 日付「株式会社スーパーバリュー株券等（証券コード：3094）に対する公開買付けの結果に関するお知らせ」

2025年12月2日

各 位

神奈川県川崎市幸区南幸町二丁目9番地  
株式会社OICグループ  
代表取締役 高木 勇輔

## 株式会社スーパーバリュー株券等（証券コード：3094）に対する公開買付けの結果に関するお知らせ

株式会社OICグループ（以下「公開買付者」といいます。）は、2025年10月15日開催の取締役会において、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）スタンダード市場に上場している株式会社スーパーバリュー（証券コード：3094、以下「対象者」といいます。）の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）の全て（但し、本新株予約権（下記「1. 買付け等の概要」の「(3) 買付け等に係る株券等の種類」の「②新株予約権」に定義します。以下同じです。）の行使により交付される対象者株式を含み、公開買付者が直接所有する対象者株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。以下同じです。）及び本新株予約権の全てを金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含み、以下「法」といいます。）に基づく公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決定し、2025年10月16日より本公開買付けを実施しておりましたが、以下のとおり、本公開買付けが2025年12月1日を以って終了いたしましたので、お知らせいたします。

### 1. 買付け等の概要

#### （1）公開買付者の名称及び所在地

株式会社OICグループ

神奈川県川崎市幸区南幸町二丁目9番地

#### （2）対象者の名称

株式会社スーパーバリュー

#### （3）買付け等に係る株券等の種類

①普通株式

②新株予約権

（ア） 2005年7月25日開催の対象者の株主総会決議及び2005年7月25日開催の対象者の取締役会決議に基づき発行された第1回新株予約権（以下「第1回新株予約権」といいます。）（行使期間は2007年6月1日から2027年5月31日まで）

（イ） 2006年5月1日開催の対象者の株主総会決議及び2006年5月1日開催の対象者の取締役会決議に基づき発行された第3回新株予約権（以下「第3回新株予約権」とい

いい、第1回新株予約権及び第3回新株予約権を総称して、以下「本新株予約権」といいます。) (行使期間は2008年6月1日から2028年5月31日まで)

(4) 買付予定の株券等の数

株券等の種類	買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
普通株式	4,497,317 (株)	— (株)	— (株)
合計	4,497,317 (株)	— (株)	— (株)

- (注1) 本公開買付けにおいては、買付予定数の上限及び下限を設定しておりませんので、本公開買付けに応募された株券等（以下「応募株券等」といいます。）の全部の買付け等を行います。上記買付予定数は本公開買付けにより公開買付者が取得する対象者株券等の最大数である対象者株式数（4,497,317株）を記載しております。買付予定数は、(i) 対象者半期報告書に記載された2025年8月31日現在の対象者の発行済株式総数（12,673,750株）に、(ii) 同日現在残存し行使可能な本新株予約権（882個）の目的となる対象者株式数（264,600株）を加えた数から、(iii) 対象者半期報告書に記載された対象者が所有する同日現在の自己株式数（783株）及び(iv) 公開買付者が所有する本日現在の対象者株式数（8,440,250株）を控除したものになります。
- (注2) 本公開買付けを通じて、対象者の所有する自己株式を取得する予定はありません。
- (注3) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。なお、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。）に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手続に従い本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）中に自己の株式を買い取ることがあります。
- (注4) 公開買付期間末日までに本新株予約権が行使される可能性がありますが、当該行使により発行又は移転される対象者株式についても本公開買付けの対象とします。

(5) 買付け等の期間

① 買付け等の期間

2025年10月16日（木曜日）から2025年12月1日（月曜日）まで（31営業日）

② 対象者の請求に基づく延長の可能性

該当事項はありません。

(6) 買付け等の価格

① 普通株式1株につき、金795円

② 本新株予約権

(ア) 第1回新株予約権1個につき、金238,200円

(イ) 第3回新株予約権1個につき、金238,200円

## 2. 買付け等の結果

### (1) 公開買付けの成否

本公開買付けにおいては、買付予定数の上限及び下限を設定しておりませんので、公開買付開始公告及び公開買付届出書に記載のとおり、応募株券等の全部の買付け等を行います。

### (2) 公開買付けの結果の公告日及び公告掲載新聞名

法第 27 条の 13 第 1 項に基づき、金融商品取引法施行令（昭和 40 年政令第 321 号。その後の改正を含みます。）第 9 条の 4 及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成 2 年大蔵省令第 38 号。その後の改正を含みます。）第 30 条の 2 に規定する方法により、2025 年 12 月 2 日に、本公開買付けの結果を報道機関に対して公表しました。

### (3) 買付け等を行った株券等の数

株券等の種類	① 株式に換算した応募数	② 株式に換算した買付数
株券	3,539,183 株	3,539,183 株
新株予約権証券	264,600 株	264,600 株
新株予約権付社債券	一株	一株
株券等信託受益証券 ( )	一株	一株
株券等預託証券 ( )	一株	一株
合計	3,803,783 株	3,803,783 株
(潜在株券等の数の合計)	(264,600 株)	(264,600 株)

### (4) 買付け等を行った後における株券等所有割合

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	84,402 個	(買付け等前における株券等所有割合 65.24%)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	一個	(買付け等前における株券等所有割合 —%)
買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	122,440 個	(買付け等後における株券等所有割合 94.64%)
買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	一個	(買付け等後における株券等所有割合 —%)
対象者の総株主等の議決権の数	126,692 個	

(注 1) 「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」及び「買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、各特別関係者（但し、特別関係者のうち法第 27 条の 2 第 1 項各号における株券等所有割合の計算において府令

第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外される者及び対象者を除きます。)が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。

(注2) 「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者半期報告書に記載された2025年8月31日現在の総株主の議決権の数（1単元の株式数を100株として記載されたもの）です。但し、本公開買付けにおいては単元未満株式（但し、自己株式を除きます。）及び本新株予約権の行使により発行又は移転される可能性のある対象者株式についても本公開買付けの対象としているため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、(i)対象者半期報告書に記載された2025年8月31日現在の対象者の発行済株式総数（12,673,750株）に、(ii)同日現在残存し行使可能な本新株予約権（882個）の目的となる対象者株式数（264,600株）を加えた数から、(iii)対象者半期報告書に記載された対象者が所有する同日現在の自己株式数（783株）を控除した株式数（12,937,567株）に係る議決権数（129,375個）を分母として計算しております。

(注3) 「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しています。

#### (5) あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算

該当事項はありません。

#### (6) 決済の方法

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地

三田証券株式会社 東京都中央区日本橋兜町3番11号

マネックス証券株式会社（復代理人） 東京都港区赤坂一丁目12番32号

② 決済の開始日

2025年12月5日（金曜日）

③ 決済の方法

（三田証券株式会社から応募された場合）

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を本公開買付けに係る株券等の買付け等の申込みに対する承諾又は売付け等の申込みをした方（以下「応募株主等」といいます。）（外国人株主等の場合にはその常任代理人）の住所又は所在地宛に郵送いたします。買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金は、応募株主等（外国人株主等の場合はその常任代理人）の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等（外国人株主等の場合にはその常任代理人）の指定した場所へ送金するか（送金手数料がかかる場合があります。）、公開買付代理人の応募の受け付けをした応募株主等の口座へお支払いいたします。

（マネックス証券株式会社から応募された場合）

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等（外国人株主の場合はその常任代理人）の住所又は所在地宛に郵送します。買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金は、応募株主等（外国人株主の場合はその常任代理人）の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付復代理人から応募株主等（外国人株主の場合はその常任代理人）の指定した場所へ送金します。

### 3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

本公開買付け後の方針等については、公開買付者が2025年10月16日に提出した公開買付届出書に記載した内容から変更はありません。

なお、本公開買付けの結果を受け、公開買付者は、対象者株式の全て（但し、本新株予約権の行使により交付される対象者株式を含み、公開買付者が所有する対象者株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得することを目的とした手続を実施することを予定しております。対象者株式は、本日現在、東京証券取引所スタンダード市場に上場されておりますが、当該手続を実施した場合、対象者株式は東京証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となります。なお、上場廃止後は、対象者株式を東京証券取引所スタンダード市場において取引することはできません。今後の手続につきましては、対象者と協議の上、決定次第、対象者が速やかに公表する予定です。

### 4. 公開買付報告書の写しを縦覧に供する場所

株式会社OICグループ

（神奈川県川崎市幸区南幸町二丁目9番地）

株式会社東京証券取引所

（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

以上